

# 第2回嬉野市議会臨時会議案

平成22年11月29日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
9	平成22年11月29日	専決処分の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
74	平成22年11月29日	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について	3
75	〃	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	6
76	〃	平成22年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)	別冊

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年11月29日提出

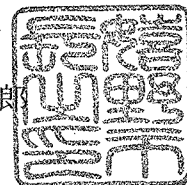
嬉野市長 谷口 太一郎

## 専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年9月30日

嬉野市長 谷口 太一郎



- 1 事故の内容  
市道真崎新村線と県道大木場武雄線の交差部での車両接触事故
- 2 事故発生年月日  
平成22年7月2日 午前9時15分頃
- 3 事故発生場所  
嬉野市塩田町大字谷所乙3233番地1先三差路
- 4 損害賠償額  
金47,250円
- 5 過失割合  
90パーセント
- 6 損害賠償の相手方  
長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2  
ハラサンギョウ株式会社

議案第74号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部  
を改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する  
条例を別紙のように制定する。

平成22年11月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人事院の勧告をかんがみ、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当  
を改定するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

(嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第6条 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例第4条の規定により平成22年12月に支給する期末手当の額については、同条前段の規定にかかわらず、嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年嬉野市条例第 号。以下「平成22年改正条例」という。)附則第2項の規定の例によらないものとする。
- 3 第3条の規定による改正後の嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定により平成22年12月に支給する期末手当の額については、同項前段の規定にかかわらず、平成22年改正条例附則第2項の規定の例によらないものとする。
- 4 第5条の規定による改正後の嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定により平成22年12月に支給する期末手当の額については、同項前段の規定にかかわらず、平成22年改正条例附則第2項の規定の例によらないものとする。





議案第75号

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成22年11月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人事院の勧告をかんがみ、職員の給与等を改定するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第27条まで」の次に「及び附則第10項第2号」を加え、同条第2項中「100分150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の85」を「100分の135」とあるのは「100分の80」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第10項第2号において同じ。」を加える。

第28条第1項中「この条」の次に「及び附則第10項第3号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第10項第3号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

附則第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)」を付し、同項を次のように改める。

10 当分の間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給与月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第12項及び附則第13項において「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第12項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給

料月額（第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第28条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第30条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与  
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前3号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第30条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額  
(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与の割合を乗じて得た額)

附則に次の3項を加える。

1 1 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

1 2 附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

1 3 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	

33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	

66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			

	99		300,400	350,500				
	100		300,800	351,000				
	101		301,000	351,300				
	102		301,400	351,700				
	103		301,800	352,100				
	104		302,200	352,500				
	105		302,400	353,000				
	106		302,800	353,400				
	107		303,200	353,800				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200	355,100				
	111		304,600	355,500				
	112		305,000	355,900				
	113		305,200	356,400				
	114		305,600					
	115		306,000					
	116		306,400					
	117		306,600					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分125」を「100分の122.5」に、「100分135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分125」



を「100分の122.5」に、「100分135」を「100分の137.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第13項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「376,000円」を「375,000円」に、「425,000円」を「424,000円」に、「478,000円」を「477,000円」に、「544,000円」を「543,000円」に、「621,000円」を「620,000円」に、「726,000円」を「724,000円」に、「850,000円」を「848,000円」に改める。

第7条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年嬉野市条例第175号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「(平成21年嬉野市条例第27号)」を「(平成21年嬉野市条例第27号。第1号において「平成21年改正条例」という。)」に、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「(嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される行政職給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第10項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年嬉野市条例第175号）附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行

の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から64号給まで
3級	1号給から48号給まで
4級	1号給から32号給まで
5級	1号給から24号給まで
6級	1号給から16号給まで
7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年嬉野市条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

4 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

4 嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第27条第3項の規定の適用については、同項中「第

17条」とあるのは、「附則第12項」とする。

(嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例嬉野市第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第10項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に任命権者が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 4 第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「第17条及び附則第3項」とする。
- 5 嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「附則第12項」とする。

